

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会

第3回総会

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会

第1回総会



日時 令和7年(2025年)10月31日(金)午前10時00分

場所 飯山市文化交流館 なちゅら小ホール



行こう。それぞれの頂へ。
2028
信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会 第 3 回総会
次 第

日 時:令和7年(2025 年)10月 31 日(金)10:00～
場 所:飯山市文化交流館なちゅら 小ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

報告第1号 役員及び委員等の変更について

報告第2号 第 82 回国民スポーツ大会開催等の決定について

報告第3号 第 27 回全国障害者スポーツ大会【オープン競技】の会場地について

4 協議事項

第1号議案 組織の改組及び会則の一部改正(案)

5 閉 会

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会 第 1 回総会
次 第

1 開 会

2 あいさつ(省略)

3 報告事項

報告第1号 委員の就任について

4 協議事項

第1号議案 常任委員の委嘱について(案)

5 その他

飯山市内選手の活躍状況について

6 閉 会

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会

報告事項

第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会役員及び委員等の変更について

第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会会則第8条第3項の規定により、令和7年5月2日から令和7年10月31日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告する。

常任委員

所属団体・役職名	新任者	前任者
戸狩温泉スキー場株式会社 代表取締役社長	濱口 弘	村松 敏人

委員

所属団体・役職名	新任者	前任者
長野県北信保健福祉事務所 所長	中山 幹大	塚田 昌大
飯水岳北交通安全協会 協会長	高橋 信司	島崎 丈雄
社会福祉法人飯山市社会福祉協議会 会長	山室 茂孝	今清水 豊治

参与

所属団体・役職名	新任者	前任者
飯山市教育委員会 教育長職務代理	平野 弘蔵	吉越 邦榮
飯山市教育委員会 教育委員	小泉 映磨	平野 弘蔵
信濃毎日新聞社飯山支局 支局長	—	宮沢 久記

第 82 回国民スポーツ大会開催等の決定について

1 第 82 回国民スポーツ大会（信州やまなみ国スポ）

令和 7 年 7 月 1 6 日開催の公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第 8 2 回国民スポーツ大会の長野県開催及び会期が正式に決定されましたので報告します。

- (1) 2 0 2 8 年（令和 1 0 年）の第 82 回国民スポーツ大会の本大会と冬季大会は、「長野県」で開催する。
- (2) 本大会の会期は、
2 0 2 8 年（令和 1 0 年）1 0 月 1 日（日）～1 0 月 1 1 日（水）の 1 1 日間
なお、冬季大会の会期は調整中。
※各競技会会期については、令和 7 年 1 2 月開催予定の公益財団法人日本スポーツ協会第 3 回国民スポーツ大会委員会において決定される予定。

2 飯山市開催競技及び開催施設
冬季大会(2028年(令和10年)2月)

競技:種目名		種別	開催施設
スキー	ジャイアントスラローム 	全種別	戸狩温泉スキー場
	スペシャルジャンプ 	成年男子 少年男子	市営飯山シャンツェ
	コンバインド	成年男子 少年男子	市営飯山シャンツェ 長峰クロスカントリースキーコース
	クロスカントリー 	全種別	長峰クロスカントリースキーコース

本大会(2028年(令和10年)10月)

競技:種目名		種別	開催施設
カヌー	スプリント 	全種別	北竜湖特設カヌースプリント会場

※全種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）

第27回全国障害者スポーツ大会【オープン競技】の会場地について

1 概 要

第27回全国障害者スポーツ大会 オープン競技【フロアバレーボール】の会場地として受入する。

オープン競技：正式競技以外で、障害者のスポーツ普及に貢献すると考えられる競技

2 経 過

年 月 日	内 容
令和6年(2024年)6月	国スポ・全障スポ長野県準備委員会は第27回全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針により、関係団体等に対し、公募を行った。
令和7年(2025年)2月6日	公募に対し、長野県フロアバレーボール協会から開催希望申請があり、開催地として飯山市を希望している旨、長野県国スポ・全障スポ準備課から説明があった ※内容は下記に記載 ----- 飯山市を開催地とした理由 ・新幹線駅があり、全障スポ大会(公式競技)の開催地以外の市町村
令和7年(2025年)3月9日	競技会場の候補施設を検討するため、長野県フロアバレーボール協会の西村会長他4名が来飯、勤労者体育館他2施設を候補とした
令和7年(2025年)3月21日	フロアバレーボール競技の飯山市開催について、理事者に説明・承認
令和7年(2025年)3月25日	長野県にフロアバレーボール競技の飯山市開催を了承
令和7年(2025年)5月26日	長野県、飯山市、長野県フロアバレーボール協会の3者による開催業務分担の最終確認を実施
令和7年(2025年)6月2日	市議会 全員協議会へ説明
令和7年(2025年)6月20日	長野県にフロアバレーボール競技会場地として内諾書を提出
令和7年(2025年)9月2日	フロアバレーボール競技会場地として内定

3 団体が希望する大会

長野県フロアバレーボール協会の希望

開催競技：日本フロアバレーボール連盟(JFVA)クラブ日本一決定戦

競技役員を含め約120名

希望日時：令和10年(2028年)10月21・22日or28・29日(土日)

全障スポ開催期間中の2日間

希望会場：勤労者体育館・飯山小学校体育館・木島小学校体育館の3施設

4 参加が予定される競技団体

日本フロアバレーボール連盟(JFVA)

全国加盟32チーム(北海道・東北地区(6)、関東地区(15)、中部地区(7)、近畿地区(4))

内長野県は2チーム(TREX、T-shout)

5 オープン競技実施基本方針

運営：オープン競技実施団体が、すべての運営を行う。

経費：競技会開催に係る経費は、実施団体の負担とする。

6 会場地市町村の役割

- (1) 県実行委員会との連絡調整
- (2) 会場借用・使用方法に関すること
- (3) 県・実施団体等との打合せ
- (4) 競技会開始式・表彰式に関すること(理事者の参加)
- (5) 広報・プログラム挨拶文等

7 競技紹介

フロアバレーボールとは、視覚障がいのある人(全盲・弱視)と健常者が一緒にプレーできるように考案された球技です。

通常のバレーボールコート(6人制)を使用し、床面から30cmの高さに張られたネットを挟んで、床を転がすようにしてボールを打ち合います。3打以内に返したボールが相手選手の間を縫ってコートを通過するとポイントになります。その他、アタックミス、ブロックアウトなど、通常のバレーボールと共通する部分も多くあります。

チームは前衛3人、後衛3人の計6人で構成され、前衛の3人はアイマスク又はアイシェードによって何も見えない状態で、ボールの転がる音や後衛からの指示を聞きながらプレーします。後衛の3人は、見える状態で前衛の選手にボールの位置やブロックの位置などの指示を出しながらプレーします。音や声を頼りにプレーする前衛選手と指示を出しながらプレーする後衛選手とのチームワークがカギとなります。

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会

審議事項

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会 組織の改組及び会則の一部改正(案)

1 趣旨

令和7年7月16日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、2028年(令和10年)第82回国民スポーツ大会の長野県開催が正式に決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会」(以下「準備委員会」という。)を改組し、「信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会」(以下「実行委員会」という。)を設置するものです。

2 実行委員会設置の概要

(1)名 称

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会

(2)組 織

- ・準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。
- ・第82回国民スポーツ大会の開催に必要な業務に加え、新たに第27回全国障害者スポーツ大会の開催に必要な業務を行う。

(3)役 員

会長、副会長等の役員及び委員は、準備委員会の役員及び委員を充てる。

3 会則の一部改正

「第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会会則」を「信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会会則」に改めるとともに、必要な改正を行います。

[主な改正内容]

- ・「第82回国民スポーツ大会」⇒「信州やまなみ国スポ・全障スポ」
- ・「準備委員会」⇒「実行委員会」
- ・その他、語句の修正 等

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1)開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会会則の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会会則 第 1 章 総則 (名称) 第 1 条 この会は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会</u>（以下「<u>実行委員会</u>」 という。）と称する。 (目的) 第 2 条 <u>実行委員会</u>は、第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会にお いて、飯山市で開催される競技会（以下「<u>競技会</u>」という。）の円滑な運営に関し必要な 事務及び事業を行うことを目的とする。 (所掌事項等) 第 3 条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。 (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。 (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。 (3)～(5) (略) (6) その他<u>実行委員会</u>の目的達成に必要な事項に関すること。 第 2 章 組織 (組織) 第 4 条 <u>実行委員会</u>は、会長及び委員で構成する。 2 (略) (役員) 第 5 条 <u>実行委員会</u>に次の役員を置く。 (1)～(4) (略) (役員の選任) 第 6 条 (略) (役員の職務) 第 7 条 会長は、<u>実行委員会</u>を代表し、会務を総理する。 2～3 (略) 4 監事は、<u>実行委員会</u>の財務を監査する。 (任期等) 第 8 条 委員及び役員（以下「<u>委員等</u>」という。）の任期は、委嘱されたときから<u>実行委</u>	第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会会則 第 1 章 総則 (名称) 第 1 条 この会は、<u>第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会</u>（以下「<u>準備委員会</u>」とい う。）と称する。 (目的) 第 2 条 <u>準備委員会</u>は、第82回国民スポーツ大会において、飯山市で開催される競技会（以 下「<u>競技会</u>」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。 (所掌事項等) 第 3 条 <u>準備委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の事務及び事業を行う。 (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。 (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。 (3)～(5) (略) (6) その他<u>準備委員会</u>の目的達成に必要な事項に関すること。 第 2 章 組織 (組織) 第 4 条 <u>準備委員会</u>は、会長及び委員で構成する。 2 (略) (役員) 第 5 条 <u>準備委員会</u>に次の役員を置く。 (1)～(4) (略) (役員の選任) 第 6 条 (略) (役員の職務) 第 7 条 会長は、<u>準備委員会</u>を代表し、会務を総理する。 2～3 (略) 4 監事は、<u>準備委員会</u>の財務を監査する。 (任期等) 第 8 条 委員及び役員（以下「<u>委員等</u>」という。）の任期は、委嘱されたときから<u>準備委</u>

改正後	改正前
員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～4 (略) (顧問及び参与) 第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。 2～5 (略) 第3章 会議 (会議の種類) 第10条 実行委員会に次の会議を置く。 (1)～(3) (略) (総会) 第11条 (略) (常任委員会) 第12条 (略) (専門委員会) 第13条 (略) 第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分) 第14条 (略) 第5章 事務局 (事務局) 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 (略) 第6章 会計 (経費) 第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。	員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～4 (略) (顧問及び参与) 第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。 2～5 (略) 第3章 会議 (会議の種類) 第10条 準備委員会に次の会議を置く。 (1)～(3) (略) (総会) 第11条 (略) (常任委員会) 第12条 (略) (専門委員会) 第13条 (略) 第4章 会長の専決処分 (会長の専決処分) 第14条 (略) 第5章 事務局 (事務局) 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 (略) 第6章 会計 (経費) 第16条 準備委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。 (予算及び決算) 第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。 2 準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

改正後	改正前
(会計年度) 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 2 実行委員会の会計に必要事項は、会長が別に定める。 第7章 補則 (委任) 第19条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に必要事項は、会長が別に定める。 (解散) 第20条 <u>実行委員会</u>は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。 2 <u>実行委員会</u>が解散した場合において、その残余財産は、飯山市に帰属するものとする。 附 則 (略) 附 則 1 この会則は、令和7年10月 日から施行する。 2 この会則の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会の委員、役員、顧問、参与である者は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会の委員役員、顧問、参与に委嘱されたものとする。</u> 3 この会則の施行の際、現に制定されている第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第82回国民スポーツ大会」とあるものは、「<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ</u>」と読み替え、「<u>準備委員会</u>」とあるものは、「<u>実行委員会</u>」と読み替えるものとする。	(会計年度) 第18条 <u>準備委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 2 <u>準備委員会</u>の会計に必要事項は、会長が別に定める。 第7章 補則 (委任) 第19条 この会則に定めるもののほか、<u>準備委員会</u>の運営に必要事項は、会長が別に定める。 (解散) 第20条 <u>準備委員会</u>は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。 2 <u>準備委員会</u>が解散した場合において、その残余財産は、飯山市に帰属するものとする。 附 則 (略)

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会において、飯山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項等）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成する。

2 委員は、次の者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、飯山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、**実行委員会**を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に規定する事項を審議する。

4 監事は、**実行委員会**の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから**実行委員会**の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 **実行委員会**に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 **実行委員会**に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に

諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認められるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 **実行委員会**の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 **実行委員会**の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 **実行委員会**の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 **実行委員会**の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 **実行委員会**の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 **実行委員会**の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、**実行委員会**の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 **実行委員会**は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 **実行委員会**が解散した場合において、その残余財産は、飯山市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和 7 年 10 月 日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会の委員、役員、顧問、参与である者は、信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会の委員役員、顧問、参与に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第 82 回国民スポーツ大会飯山市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第 82 回国民スポーツ大会」とあるものは、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」と読み替え、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会

報告事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会
委員の就任について

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会の設置に伴い、飯山市実行委員会会則第4条第2項に基づき新たに就任した委員は下記のとおりである。

選出区分	所属・団体	役職	氏名
スポーツ団体	長野県フロアバレーボール協会	会 長	西村 源
社会福祉	飯山市身体障害者福祉協会	会長代理	芦沢 哲夫

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会

審議事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会
 常任委員の委嘱について(案)

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会会則第6条第2項の規定により、下記の者を新たに常任委員として委嘱する。

常任委員(1名)

選出区分	所属・団体	役職	氏名
スポーツ団体	長野県フロアバレーボール協会	会 長	西村 源

その他

令和7(2025)年度 飯山市内選手の活躍状況

【スキー】

令和7年度ジュニア選手強化指定事業(長野県競技力向上対策本部)

(目的)

信州やまなみ国スポでの天皇杯・皇后杯の獲得と大会終了後も持続・定着できる競技スポーツの振興を目指し、全国・国際大会等で活躍する有望なジュニア競技者を強化指定し日常的な強化活動を支援することで、当該競技全体のレベルアップ並びに安定した強化活動を支えることを目的とする。

スキー競技において、飯山市に関連する指定選手は以下の4名になります。

村山未来翔(飯山高校1年):コンバインド

室井伶音(飯山高校1年):クロスカントリー

田中希果(飯山城北中3年):クロスカントリー

齋藤隆希(飯山城南中3年):クロスカントリー

【カヌー】

酒井悠弦(長野県競技力向上対策本部)

主な実績:2025ICF カヌースプリントワールドカップ K-1 200m出場

第79回国民スポーツ大会カヌースプリント競技 K-1 200m 2位

// K-1 500m 6位

細見茉弥(長野県競技力向上対策本部)

主な実績:2025アジア選手権大会 WK-2 500m 3位

// WK-4 500m 3位

2025ICF カヌースプリントワールドカップ WK-2・4 500m出場

第79回国民スポーツ大会カヌースプリント競技 K-1 200m 優勝

// K-1 500m 優勝

菅原彩花(長野県競技力向上対策本部)

主な実績:日本選手権大会 C-1 200m 7位

※K(カヤック)、C(カナディアン)

資 料

第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第82回国民スポーツ大会飯山市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第82回国民スポーツ大会において、飯山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項等)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員で構成する。

2 委員は、次の者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、飯山市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認められるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、飯山市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和5年11月30日から施行する。

資料 2

信州やまなみ国スポ・全障スポ飯山市実行委員会委員・役員等

(順不同・敬省略)

令和7年10月31日現在

会長 1名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
1	市関係	飯山市	市長	江沢 岸生

副会長 5名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
2	市議会関係	飯山市議会	議長	上松 永林
3	スポーツ関係	特定非営利活動法人 飯山市スポーツ協会	会長	稲生 孝
4	社会・市民団体	飯山市区長会協議会	会長	手塚 宏之
5	市関係	飯山市	副市長	伊東 ゆかり
6	市関係	飯山市	教育長	山田 晃

常任委員 27名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
7	市議会関係	飯山市議会	副議長	岸田 眞紀
8	市議会関係	飯山市議会 総務文教常任委員会	委員長	高澤 富士子
9	競技団体	公益財団法人長野県スキー連盟	副会長	高橋 信夫
10	競技団体	長野県カヌー協会	理事長	武江 一
11	競技団体	飯山市スキークラブ	会長	岸田 博章
12	競技団体	飯山市スキークラブ	副会長	東 禎孝
13	競技団体	いいやまカヌークラブスポーツ少年団	理事	庚 敏久
14	競技団体	長野県フロアバレーボール協会	会長	西村 源
15	スポーツ関係	特定非営利活動法人 飯山市スポーツ協会	副会長	荻原 貢
16	学校・教育関係	飯山市小学校長会	会長	小田切 浩一
17	学校・教育関係	飯山市中学校長会	会長	齊藤 正一
18	学校・教育関係	長野県飯山高等学校	校長	金井 繁昭
19	学校・教育関係	飯山市小中学校PTA連合会	会長	宮崎 輝
20	産業・経済関係	飯山商工会議所	会頭	坪根 弘記
21	産業・経済関係	ながの農業協同組合みゆきブロック	ブロック筆頭理事	斎藤 重雄
22	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人信州いいやま観光局	理事長	伊東 ゆかり
23	宿泊・観光・衛生関係	戸狩温泉スキー場株式会社	代表取締役社長	濱口 弘
24	宿泊・観光・衛生関係	飯山市索道協会	会長	辻 隆
25	宿泊・観光・衛生関係	戸狩観光協会	会長	木原 利幸
26	宿泊・観光・衛生関係	小菅・北竜湖観光協会	会長	松下 宏之
27	保健・医療・福祉関係	一般社団法人飯水医師会	会長	鳥羽 茂幸
28	保健・医療・福祉関係	飯山市赤十字奉仕団	委員長	小野沢 美雪
29	社会・市民団体	一般社団法人みゆき野青年会議所	理事長	阿部 拓実
30	輸送・交通関係	長野交通株式会社	代表取締役	高橋 眞紀子
31	輸送・交通関係	(一社) 長野県タクシー協会高水支部八社会	会長	沼田 喜一
32	市関係	飯山市総務部	部長	鈴木 靖史
33	市関係	飯山市教育委員会事務局 教育部	部長	大口 なおみ

監事 2名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
34	市関係	飯山市	代表監査委員	服部 晴邦
35	市関係	飯山市	会計管理者	田中 洋道

委員 45名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
36	市議会関係	飯山市議会議会運営委員会	委員長	佐藤 正夫
37	市議会関係	飯山市議会予算決算常任委員会	委員長	吉越 利明
38	市議会関係	飯山市議会産業民生常任委員会	委員長	常田 徳子
39	県行政機関	長野県北信地域振興局	局長	三森 和子
40	県行政機関	長野県北信保健福祉事務所	所長	中山 幹大
41	県行政機関	長野県北信建設事務所飯山事務所	所長	森泉 竜二
42	警察関係	長野県飯山警察署	署長	工藤 俊博
43	競技団体	公益財団法人長野県スキー連盟	会長	北野 貴裕
44	競技団体	長野県カヌー協会	会長	熊谷 元尋
45	スポーツ関係	飯山市スポーツ少年団	本部長	坪井 清仁
46	スポーツ関係	飯山市スポーツ推進委員会	会長	竹内 亨
47	学校・教育関係	長野県下高井農林高等学校	校長	早川 清志
48	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道(株)長野支社飯山駅	駅長	堀 甲介
49	輸送・交通関係	長電バス(株)飯山営業所	所長	長谷川 哲也
50	輸送・交通関係	株式会社妙高ハブネット	課長	本山 宏司
51	輸送・交通関係	飯水岳北交通安全協会	協会長	高橋 信司
52	輸送・交通関係	飯山市交通安全指導員会	会長	齋藤 丈豊
53	産業・経済関係	飯山市建設業協会	会長	江口 信行
54	産業・経済関係	中部電力パワーグリッド株式会社飯山営業所	所長	柳澤 一樹
55	宿泊・観光・衛生関係	飯山飲食店組合	組合長	藤澤 広
56	宿泊・観光・衛生関係	飯山旅館組合	組合長	上松 永林
57	宿泊・観光・衛生関係	斑尾高原観光協会	会長	スタンキー真由子
58	宿泊・観光・衛生関係	(株)藤巻建設	取締役企画部長	宮崎 伸
59	宿泊・観光・衛生関係	北信食品衛生協会飯山支部	支部長	新保 正夫
60	保健・医療・福祉関係	飯山赤十字病院	院長	小山 茂
61	保健・医療・福祉関係	社会福祉法人飯山市社会福祉協議会	会長	山室 茂孝
62	保健・医療・福祉関係	飯山市ボランティア連絡協議会	会長	吉田 正紀
63	保健・医療・福祉関係	飯山市身体障害者福祉協会	会長代理	芦沢 哲夫
64	社会・市民団体	飯山地区区長会	会長	手塚 宏之
65	社会・市民団体	瑞穂地区区長会	会長	高山 恒夫
66	社会・市民団体	柳原地区区長会	会長	小沢 政明
67	社会・市民団体	外様地区区長会	会長	栗岩 康彦
68	社会・市民団体	常盤地区区長会	会長	村田 賢一
69	社会・市民団体	太田地区区長会	会長	遠藤 久夫
70	社会・市民団体	小菅区	区長	中島 隆

71	社会・市民団体	飯山市子ども会育成連絡協議会	会長	飛澤 聡
72	社会・市民団体	飯山市芸術文化協会	会長	吉田 正紀
73	通信関係	日本郵便株式会社 飯山郵便局	局長	荏和 幸人
74	消防関係	岳北消防本部	消防長	西澤 幸政
75	消防関係	飯山市消防団	団長	出澤 重樹
76	市関係	飯山市民生部	部長	宮澤 俊昭
77	市関係	飯山市経済部	部長	田中 良則
78	市関係	飯山市建設水道部	部長	内田 郁男
79	市関係	飯山市教育委員会事務局 文化振興部	部長	島崎 紀明
80	市関係	飯山市議会事務局	局長	岩崎 敏

顧問 3名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
81	県議会	長野県議会議員		宮本 衡司
82	スポーツ関係	飯山市スキークラブ	名誉会長	高橋 信夫
83	スポーツ関係	飯山市スポーツ協会	名誉会長	村山 芳広

参与 17名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
84	市議会関係	飯山市議会議員		山崎 一郎
85	市議会関係	飯山市議会議員		小林 喜美治
86	市議会関係	飯山市議会議員		松本 淳一
87	市議会関係	飯山市議会議員		山崎 武雄
88	市議会関係	飯山市議会議員		高橋 達幸
89	市議会関係	飯山市議会議員		渋川 芳三
90	市議会関係	飯山市議会議員		荻原 章一
91	市議会関係	飯山市議会議員		西澤 一彦
92	市議会関係	飯山市議会議員		高橋 春三
93	市議会関係	飯山市議会議員		村松 正勝
94	市教育委員関係	飯山市教育委員会	教育長職務代理	平野 弘蔵
95	市教育委員関係	飯山市教育委員会	教育委員	中村 香織
96	市教育委員関係	飯山市教育委員会	教育委員	渡邊 奈奈恵
97	市教育委員関係	飯山市教育委員会	教育委員	小泉 映磨
98	報道関係	株式会社北信濃新聞社	代表取締役	上野 昌幸
99	報道関係	株式会社北信エルシーネット北信ローカル	代表	東 英司
100	報道関係	株式会社テレビ飯山	代表取締役	江沢 岸生

計 100名